

宮津市監査公表第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査の結果を公表する。

令和8年7月21日

宮津市監査委員 尾 崎 吉 晃

住民監査請求監査の結果

第1 請求人 （省略）

第2 請求の要旨（原文のまま記載）

請求の対象となる職員：宮津市長 城崎雅文

及び「宮津市議会政務活動費の交付に関する条例」により業務を執行するもの

（趣旨）

宮津市議会新無所属クラブ（幹事長 幾世恭典議員）が、2026年3月に発行した「新無所属クラブだより」のP4最下段4分の1の記事は、

【宮津市議会政務活動費の交付に関する条例

第2条 政務活動費の交付の対象は、市長にあらかじめ届け出た会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）とする。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。

別表 広報費：会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費】

に規定する上記太字下線部の条例に違反しており、以下に述べる不当の根拠に基づき、政務活動費の新無所属クラブだより製作費16分の1の返却を求めるものである。

行為を行った期日 2026年（令和8年）政務活動費使用による新無所属クラブだより3月発行

不当の根拠

2026年（令和8年）新無所属クラブだより3月号P4最下段における「議会だより」記事内容の訂正申入れの結果の記載は、【宮津市議会政務活動費の交付に関する条例

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。

別表 広報費：会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費、に違反しており、政務活動費の新無所属クラブだより製作費16分の1の返却を求めるものである。

以下□囲みが不当の根拠と言わざるを得ない内容である。

「議会だより」記事内容の訂正申入れの結果

2025年8月5日発行の『宮津市議会だよりNo.120』の4ページに掲載された、幾世恭典議員の間責決議の記事内容における、中段にある【要旨】の文章についてです。

当文章は、否決された間責決議の案文（発議者の考え）の一部を、議会情報化委員会がそのまま掲載したものであり、会派としては市民の皆様に誤解を与えていると考えています。会派として、情報化委員会に当記事の訂正を求める申入れを行いました。多数決により訂正はされないことになりました。

とある。

記事文中の「会派として、情報化委員会に当記事の訂正を求める申入れを行いました」に関係する情報化委員会議事録を全て情報公開請求により開示を求め、提出のあった議事録全てを熟読した。

「会派としては市民の皆様に誤解を与えていると考えています。会派として、情報化委員会に当記事の訂正を求める申入れを行いました」は、

【宮津市議会政務活動費の交付に関する条例

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。

別表 広報費：会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費、に該当しないと断定せざるを得ない内容を以下に述べるものである。

1. 政務活動費「新無所属クラブだより」に掲載されたP4最下段記事内容は、幾世議員個人の感想・主張を会派だよりに掲載したものであり、**下記説明①**に述べるように、会派としての主張を行ったとする根拠も事実も存在しない。

2. 2025年8月5日発行の『宮津市議会だよりNo.120』の4ページに掲載された、幾世恭典議員の間責決議の記事内容における、中段にある【要旨】の文章についてです。

当文章は、否決された間責決議の案文（発議者）の考えの一部を、議会情報化委員会がそのまま掲載したものであり、は、**下記説明②**に述べるように、会派としての主張を行ったとする根拠も事実も存在しないと考えます。

これは議会への信頼と税負担する市民への裏切り行為であり、会派の政務活動費を使用することはできない。よって、市民の税金を使用した政務活動費使用は製作費16分の1返却を求めるものである。

損害の内容：以下に示した理由により「会派の政務活動費」使用は不当であり、税負担者である市民への損害が発生している。16分の1の返却を求めるものである。

以下情報化委員会議事録を全て情報公開請求により開示を求め、提出のあった議事録を添付する。また、議会だより第120号の記事も参考資料とした。

令和8年1月8日(木) 午前10時6分情報化委員会議事録

令和8年1月29日(木) 午前10時情報化委員会議事録

令和8年3月4日(水) 午後5時45分情報化委員会議事録

また、違反の根拠として重要な事実としての必要性から、令和8年1月8日(木)午前10時6分情報化委員会議事録から、幾世議員が申入れを行った文章を列記する。

幾世議員

令和8年1月8日(木)午前10時6分情報化委員会議事録より

(申し入れ文書を読み上げ)

「2025年8月5日発行の『宮津市議会だよりNo.120』の4ページにある、下記添付の文書における「要旨」が各戸配布の議会だよりで流布されたことにより、広く市民に要旨が事実であると誤認させ、私、幾世恭典の名誉が著しく乗損した状態になっている。早急に当委員会でご案件を協議いただき幾世恭典の名誉を回復する措置を講ずることを求めます。

その要旨は、「令和6年10月29日、幾世恭典議員は、議員派遣である公務としての市民と議会との談会と、翌日30日の与謝野町宮津市中学校組合議会の本会議を体調不良との理由で欠席した。しかしながら、両日開催当日に消防団の旅行に行っていたことが後になって判明した。公務があると分かっていた日に、なぜ消防団の旅行に行かねばならないのか。なぜ当日の欠席の連絡とされたのか。これら一連の行為に議員としての自覚と責任の欠如があると言わざるを得ない。」

上記の要旨は、発言者の考えを書いたものでありますが、その考えは問責決議で否定されたものにも関わらず、問責決議の文書をそのまま掲載し、公費を使った議会だよりに広く市民に誤解を招き、私、幾世恭典の名誉を棄損しているというもの。

ぜひ討議をお願いしたい。大変迷惑している。

これが出た後、会派内で「問題にしてほしい」と再三言ってきたが問題化されなかったので、年末に私からこういう文章を書いて送った経緯がある。家族のほうにもいろいろ話が来ており、誤解を招く文章であるので何らかの措置を講じてほしい。

以上です。

また、申し入れの〈2025年8月5日発行の『宮津市議会だよりNo.120』の4ページにある、下記添付の文書における「要旨」が各戸配布の議会だよりで流布されたことにより、広く市民に要旨が事実であると誤認させ、私、幾世恭典の名誉が著しく乗損した状態になっている。早急に当委員会でご案件を協議いただき幾世恭典の名誉を回復する措置を講ずることを求めます。〉

は事件と主張する重要な根幹であり、添付した議事録と議会だより120号に記載の反対意見各委員の発言を列記する。

下記説明②、

《議会だより120号（参考資料）問責決議反対意見（5名）

日本共産党 小濃 孝之

メンタルの病気になった場合、療養を最優先すべき。公務に出て病状を悪化させるより、リフレッシュもありうる。問責決議を出すことは病気への理解の欠如だ。

公明党 松本 隆

問責決議案は、会議規則に従い如何に遂行すべきことを言われ、議会ルールを遵守すべき行動に対して審議未了というなら、議長・議運で対応すべきで問責には反対。

新無所属クラブ 河原 未彦

議会運営委員会で、センシティブな個人情報にも触れながら説明されたことが、全く理解されていない。いや理解しようとしていないと言わざるを得ない。

新無所属クラブ 久保 浩

医師による療養指導中で、適度な外出（旅行含む）などの気分転換の指導も受けている。今回の旅行はその一環で公務を休む理由として妥当で、問責決議案に反対。

新無所属クラブ 星野 和彦

議場で本人が説明すべきだという意見に関し、昨年の議会運営委員会でセンシティブな内容だから表に出さないと皆で確認した。今なぜ急に上げるのか不明だ。

上記5人の問責決議に反対議員の意見は、問責決議に反対したのであり、「発言者の考えを否定した」と解釈できない。にも拘らず【その考えは問責決議で否定されたものにも関わらず「上記の要旨は、発言者の考えを書いたものでありますが、その考えは問責決議で否定されたものにも関わらず、問責決議の文書をそのまま掲載し」の「その考えを否定された」と主張している。根拠に乏しい解釈であり、この点から議会だより第120号掲載の発議者の「問責決議の文書をそのまま掲載し、公費を使った議会だよりに広く市民に誤解を招き、私、幾世恭典の名誉を棄損しているというもの。」は成立しない。

また、「私、幾世恭典の名誉を棄損している」、「家族のほうにもいろいろ話が来ており」と発言された点において、議事録には、具体的事実が述べられていない。一部「悪人にさせられている」「市民から声が来ているし会社に電話もきている」という幾世議員の発言もあるが、抽象的であり「私、幾世恭典の名誉を棄損している」と判断できない。

この事実が存在しないのであるなら、また事実があったと主張するに値する発言がない以上、幾世議員の個人的な感想であると推測されうる可能性を含む事象であり、整合性に欠けていると言わざるを得ない。≫

下記説明①

≪議会情報化委員には、新無所属クラブ所属議員が2名在籍しているが、議会だより第120号発行過程において異論もなく進行している。

情報化委員に会派所属議員が在籍する意味は、議会だより発行に関して会派内議員の意見収集に限らず、議員間の円滑な運営のために齟齬が発生しないためでもある。

この点においても、議会情報化委員会会議議事録（令和8年1月8日）P2において、藤澤書記

議会情報化委員会の議会だより編集作業においては、掲載するかどうかについての議論は、さほどなかったと捉えている。印刷業者から校正が届いた時点で藤澤から幾世議員に対して、次の内容を掲載する旨を電話で連絡した。

①問責決議案の趣旨抜粋と否決の旨、②討論（全員分）

幾世議員からは電話の答えとして、「掲載についてはお任せするが、載せるなら「否決」と目立つように書いてほしい。」との返事をもらった。このやりとりを経て掲載に至ったものの。

幾世議員

電話だったか？議場で藤澤さんから声を掛けられたのではなかったか。自分はおっしゃるとおりのことを言った。中身はよく見ていないが「任せる」とは言った。発行された後にすぐ「やばい」と思って会派にもこのことを言ったが、ここまで時間がかかった。

との記載があり、幾世議員も掲載に同意していることと認識できる。また情報化委員会に在籍する同会派委員に意見を述べたとも解釈できるが同会派委員から申し立ての事実がない。

議会だより第120発行後に、新無所属クラブ幹事長から情報化委員会あてに（申し入れ文書を読み上げ）行為は、情報化委員会在籍の新無所属クラブ議員2名の職務怠慢であるだけでなく、議会運営の根幹を揺るがす行為であり、議員職務を全うされているとは言えない。

上記理由から、「会派として、情報化委員会に当記事の訂正を求める申し入れを行いました」に充当しない。政務活動費使用による「新無所属クラブだより」に掲載されたP4最下段記事内容は、幾世議員個人の主張を会派だよりに掲載したものであり会派の事案とは判断できない。この行為が正当であると判断されるなら、議会への信頼と税負担する市民への裏切り行為である。≫

上述した【下記説明①②】に示したように、会派だよりに掲載された下記文章、

「議会だより」記事内容の訂正申し入れの結果

2025年8月5日発行の『宮津市議会だよりNo.120』の4ページに掲載された、幾世恭典議員の間責決議の記事内容における、中段にある【要旨】の文章についてです。

当文章は、否決された問責決議の案文（発議者の考え）の一部を、議会情報化委員会がそのまま掲載したものであり、会派としては市民の皆様に誤解を与えていると考えています。会派として、情報化委員会に当記事の訂正を求める申し入れを行いました。が、多数決により訂正はされないことになりました。

は、

【宮津市議会政務活動費の交付に関する条例

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。

別表 広報費：会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費、

に違反しているものであり、結論として、会派の政務活動費を使用することはできず、市民の税金を使用した政務活動費用は製作費16分の1の返却を求めるものである。

請求する措置

上記理由により、政務活動費「新無所属クラブだより」製作費16分の1返却を求めるものである。

第3 請求の受理

本件請求は、令和8年5月12日に提起され、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1

項及び第2項に定める要件を具備するものとして受理した。

第4 監査の執行

1 監査委員の除斥

本件請求において、久保 浩監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

2 監査の期間 令和8年5月14日から同年6月29日まで

3 監査の対象部署

議会事務局 議事調査課

4 請求人の陳述及び証拠提出

令和8年5月20日に請求人の陳述の機会を設け、請求の趣旨を補足する陳述を受けた。

5 関係人の弁明書及び証拠提出

令和8年6月1日に宮津市長は、弁明書及び証拠として宮津市議会政務活動費の交付に関する条例（令和7年度時点）の写し、宮津市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の写し、宮津市議会政務活動費運用基準（令和7年度時点）の写し及び大阪地裁平成26年3月26日判決文の写しを提出した。

6 関係人の陳述

令和8年6月5日に議会事務局長及び同局議事調査課長の陳述を聴取した。

第5 監査の結果

1 関係法令等

本件請求に係る関係法令等は、次のとおりである。

（1）地方自治法

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

（2）宮津市議会政務活動費の交付に関する条例

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができる。

別表（第5条関係）抜粋

項目	内容
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費

2 事実の確認

本件請求に関し、次の事実を確認した。

- (1) 令和7年度政務活動費について、令和7年4月1日に新無所属クラブ代表者 幾世議員から市長に対し480,000円の交付申請書が提出され、同日、議会事務局が受理し、市長は同月11日に480,000円を交付決定、支出命令を行い、同月24日に交付された。
- (2) 令和7年6月定例会における幾世議員に対する問責決議の内容を含む宮津市議会だよりNo.120号が、新無所属クラブの河原議員及び久保議員が委員として所属する議会情報化委員会において令和7年6月9日、同月16日、同月30日、7月9日、同月16日に編集、確認作業の後、8月5日に発行された。
- (3) 令和8年1月8日の議会情報化委員会において、幾世議員から、宮津市議会だよりNo.120号の記事により名誉を著しく棄損された状態になっているため、名誉を回復する措置を講ずることを求める申入れがなされ、同月29日の委員会では、新無所属クラブ会派として宮津市議会だよりNo.120号の訂正記事掲載の案文が提案され、議論の末、3月4日の委員会において訂正記事を掲載しないことが決定した。
- (4) 令和8年3月31日、「「議会だより」記事内容の訂正申入れの結果」記事を含む新無所属クラブだより2026年3月号が発行された。
- (5) 令和8年3月31日、新無所属クラブ経理責任者 久保議員から議長に対し、新無所属クラブだより2026年3月号発行経費266,640円を含む436,653円の収支報告書が提出され、4月6日に議会事務局が受理し、議長から市長に送付。市長は交付額の残額45,347円の納入通知書を発行し、同月27日に返還された。

3 監査委員の判断

- (1) 記事の内容が会派の活動か否かについて

請求人は、新無所属クラブ議員が2名在籍している議会情報化委員会で異論もなく、幾世議員も掲載に同意したうえで発行された議会だよりNo.120号の内容について、「市民の皆様には誤解を与えていると考えている。情報化委員会に当記事の訂正を求める申入れを行った」とする記事の内容は幾世議員個人の感想・主張であり、会派としての主張を行ったとする根拠も事実も存在しないと主張しているが、議会情報化委員会会議録（以下「会議録」という。）によると、令和8年1月8日、幾世議員の申入れ発言後の委員の質問に対する同会派所属の河原委員の「会派として議論済」との答弁や、同月29日には新無所属クラブ幹事長名の文書を配付し、河原委員が訂正記事の案文を「会派として提案したい」との発言

があり、会派として議会だよりの記事内容の訂正申入れに関する議論・検討がなされた事実が記録されている。

また請求人は、令和８年１月８日議会情報化委員会における幾世議員の「その考えは問責決議で否定された」との主張は根拠に乏しく、「幾世恭典の名誉を棄損している」との発言は具体的事実が述べられていないため、「当文章は、否決された問責決議の案文（発議者の考え）の一部を、議会情報化委員会がそのまま掲載したもの」とする記事の内容は、幾世議員の個人的な感想であり、会派としての主張を行ったとする根拠も事実も存在しないと主張しているが、上記のとおり会派として議会だよりの記事内容の訂正申入れに関する議論・検討がなされた事実を何ら左右するものではない。

いずれにしても、議会だよりの記事内容の訂正申入れが当初は幾世議員個人の申入れが端緒であったことは推察できるものの、会議録によれば議会だよりの記事内容の訂正申入れに関して会派として議論・検討がなされた事実を認めることができるため、宮津市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）に規定する会派の活動に該当し、不当な支出であるとは認められない。

（２）宮津市議会政務活動費における広報費の使途について

請求人は、宮津市議会政務活動費広報費の使途について「会派が行う活動」のみに言及して不当な支出であると主張している。

しかし、条例別表「広報費」には「会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費」と規定されており、会派の活動に限らず市政について住民に報告する経費にも充てることができるかとされている。

したがって、上記記事の内容は、市議会常任委員会の一つである議会情報化委員会に対する申入れと結果についての議会活動を報告するもので、これは市政についての報告に含まれるものであり、この点においても不当な支出であるとは認められない。

４ 結論

以上の判断により、請求人の主張には正当な理由が見当たらないと判断する。よって、請求を棄却する。